

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

d. グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達 等）

当社では、これまで培ってきた経験やノウハウにより得た「設備をより有効に活用する方法」を実践してきました。消費期限の延長による廃棄ロスの低減や発泡トレイから嵩張らない薄型樹脂製の包装へ変更することにより環境面での配慮等に努めている。食品ロスや脱炭素化に寄与するごみ処理時のガス廃棄量削減等、評価の高い品質管理技術をフル活用し、SDGsに即したビジネスモデルを確率することで我が国のイノベーションを牽引していく。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。また、取引対価の決定については協議の申し入れがあった場合には協議に応じ、適正な利益を含むように十分に協議します

②支払条件

代金は全て現金で支払います。支払サイトを60日以内とするよう努めます。

③知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関しては契約書に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用した情報開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

お取引先も働き方改革に対応できるよう、時間、期間に余裕を持った商談、契約に心掛けます。また災害時等においては、取引先との連携を図り消費者への影響を最低限にすべく、関係強化に努めます。

3. その他（任意記載）

従業員が「経営理念」に基づいて判断・行動できるよう、毎日の朝礼時に行う理念の唱和を通じて、従業員への理念浸透に向けた教育を徹底します

2021年11月1日

株式会社 石川屋 代表取締役 石川大介
企 業 名 役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。